

清水港水域利用調整の手引き

平成 30 年 2 月

清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会

本 編

目 次

1. 水域利用調整の概念	1
1.1 目的	
1.2 基本原則	
1.3 対象船舶	
1.4 船舶の定義	
2. 水域利用調整に必要な情報収集と公開	2
2.1 水域利用調整に係る情報の一元化	
2.2 国際 VHF 無線電話の聴守と連絡	4
3. 情報センターが行う水域利用調整	5
3.1 船舶の入出港時に対する自主ルールの基本	
3.1.1 全船舶共通	
3.1.2 大型船・危険物積載船（LNG 船、プロダクトタンカー等）同士、又は、それらの船舶とそれ以外の船舶が同時に航行する場合	6
3.2 水域利用調整の具体例	別紙参照
4. 錨泊船に対する水域利用調整	6
5. 入出港に際しての留意事項	8
6. その他	8

清水港水域利用調整の手引き

制定 平成 30 年 2 月 15 日

清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会

1. 水域利用調整の概念

1.1. 目的

清水港は駿河湾に面した天然の良港であり、古くから交通の要衝として栄えてきた港である。近年、さらにその役割は重要なものとなっている。

現在、清水港では、県内ものづくり産業の活発な企業活動による多様な物流を支えるべく、高規格かつ最新鋭の機能を有する新興津コンテナターミナルをはじめとした港湾整備を進めている。また、背後では新東名高速道路や中部横断自動車道などをはじめとした高規格幹線道路網整備によりアクセスの利便性が向上していることから、清水港は地域に欠かせない物流拠点となっている。

一方、人流面においても、2013 年に富士山が世界遺産に登録されたこと等を契機として、近年多くの外国人観光客がクルーズ客船により来訪しており、国際クルーズ船受入拠点としての機能の重要性が高まっている。そのような状況を受け、2017 年、国から国際旅客船拠点形成港湾としての指定がなされたところである。

上記のとおり、清水港においては、物流・人流問わず多種多様な船舶（コンテナ船、クルーズ客船、非鉄原料船、ばら積船、LNG 船、プロダクトタンカー、冷凍運搬船、RORO 船及びフェリー等）が、限られた航路や泊地を経由しつつ、各ふ頭への入出港や荷役等を行っている。特に近年は、新興津ふ頭第 2 バースの完成によるコンテナ船の利用施設の変化、2016 年から袖師第 1 ふ頭に就航している定期 RORO 船、定点クルーズとしての寄港も含んだ大型クルーズ客船の寄港数大幅増加など、港を取りまく利用環境に大きな変化が起こっている。

当連絡会としては、このような清水港における環境の変化を踏まえつつ、安全性・効率性の更なる向上を図るため、清水船舶情報センター※（以下、「情報センター」という）、を活用した船舶の水域利用調整を行う際に必要となる自主ルールのか考え方について関係者間で認識を共有すべく、本手引きを作成したものである。

※清水船舶情報センター：清水港内の船舶の航行や接岸の安全・利便を図るとともに入港料・岸壁使用料等の徴収の基礎とするため入出港船舶の動静確認連絡業務の処理を港湾管理者である静岡県より受託している組織。

1.2. 基本原則

- (1) 清水港を利用する船舶は航行の安全、環境保全等港湾利用の秩序維持の観点から踏まえ、相互に協力すること。
- (2) 本手引きに示す自主ルールは関係法規（港湾法、港則法、海上衝突予防法等）を超越するものではない。

- (3) 水域利用調整の実施にあつては、関係法規及び本手引きに示す自主ルールを基に情報センターが行う。
- (4) 清水港を利用する船舶は、情報センターと連絡をとり、入出港や移動をすること。
- (5) 運航スケジュールの変更によって他船と競合する場合は、運航スケジュールを変更した船側が調整する。
- (6) 本手引きに示す自主ルールにないものは、清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会に諮り対処する。

1.3 対象船舶

清水港水域を利用する漁船（外国船籍を除く）・汽艇等を除く全船舶とするが、必要に応じて汽艇等であっても対象とする場合もある。

1.4 船舶の定義

本手引きに表現される船舶の定義は、以下のとおりとする。

- ① 大型船：総トン数 10,000 トン以上の船舶（コンテナ船、客船、貨物船等）
ただし、操縦性能が悪い船舶（曳航船等）についても同等扱いする
- ② 危険物積載船：LNG 船、プロダクトタンカー等
- ③ フェリー：定時運航のフェリー
- ④ RORO 船：定時運航で就航している RORO 船

＊上記、①～②を大型船等ということもある。

2. 水域利用調整に必要な情報収集と公開

2.1 水域利用調整に係る情報の一元化

水域利用調整の実施にあつては、港湾管理者、船舶代理店、水先人会、曳船会社、係離船会社及びその他主体等の関係者間においてスムーズな情報共有がなされるかどうか重要である。

そのため、港湾管理者である静岡県は、情報センターを設置し、船舶動静情報、港湾情報、各手配情報等の各種情報を基に、清水港内の船舶の航行や接岸の安全・利便を図るための連絡業務を行っている。

前述のとおり、スムーズな関係者間の情報共有を目的とし、関係者は次の情報を前日（16 時まで）に情報センターに提供するものとする。

※清水船舶情報センター連絡先 TEL:054-369-6251 / FAX:054-369-6259

E-Mail : shimizuc@toyoshingo.co.jp

(1) 水域利用調整の実施に際し、前日までに提供すべき入出港予定情報

① 港湾管理者

- ・ 公共バースの入出港移動情報

(利用者から港湾管理者への届出に関する締切時間が前日 16 時までのため、港湾管理者から情報センターへの提供時間は前日 17 時 15 分までとする。)

② 船舶代理店

- ・ 扱い船舶の入出港移動予定情報、手配状況 (水先人、タグボート、係離船)
(船名/コールサイン/GT /LOA/バース名/着舷側/ETA/ETD 等)

③ 水先人会

- ・ 水先人乗船予定情報

④ 曳船会社

- ・ 入出港船舶に対する配船計画

⑤ 係離船会社

- ・ 入出港船舶に対する作業計画 (追加船についてはその都度)

⑥ その他 (港湾工事関係者等)

- ・ 工事関係情報 (翌日の作業有無について、港内移動や曳航作業がある場合はその作業内容について等)

- ・ 工事関係船舶の入出港、港内移動、曳航作業の予定時間に関する情報

(2) 予定情報の提供後、本船の入出港の予定時間に変更があった場合の連絡と各関係手配先の調整

① 前日 (16 時以降) に発生した変更

- ・ 船舶代理店は、港湾管理者及び各関係手配先 (水先人会、曳船会社、係離船会社) と連絡を行い、上記 (1) の予定情報を情報センターに提供すること。
- ・ 情報センターは、受け付けた情報を基に、航路での競合状況が発生しないことを確認する。

② 当日に発生した変更

- ・ 船舶代理店は、入出港予定日当日に変更が発生した場合は、速やかに当該内容に関する連絡を情報センターに通報すること。
- ・ 情報センターは受け付けた情報を基に、航路における他船との競合状況の確認及び以下 1)~3) に示す関係手配先との調整を行い、確認された最適な入出港時間について、船舶代理店に通知する。

1) 水先人会

2) 曳船会社及びタグボート本船

3) 係離船会社

※別紙：清水港連絡体制概念図を参照

(3) 清水港船舶運航予定表(仮称)の作成と公開 (今後計画)

- ・ 情報センターは、各関係先から収集した船舶の入出港移動予定情報、変更情報を基に「清水港船舶運航予定表 (仮称)」をリアルタイムで作成及び更新する。
- ・「清水港船舶運航予定表 (仮称)」は ID/Password で厳重管理の下、関係者に共有する。

2.2 国際 VHF 無線電話の聴守と連絡

(1) 国際 VHF 無線電話の聴守

清水港に入出港する船舶は国際 VHF 無線電話の聴守を行い、「しみずポートラジオ」(以下、「ポートラジオ」という。)からの呼び出しに対しては必ず応答すること。

◎ ポートラジオのチャンネル

呼出応答用 : Ch16

通信用 : Ch20、12、14 (通常は Ch20 を使用)

(2) 船舶動静の連絡

清水港に入出港する船舶は、下表のタイミングでポートラジオを経由し、情報センターに船舶動静等必要な事項を連絡すること。ただし、ポートラジオによる連絡が出来ない場合は、船舶電話、携帯電話等の最適な方法で直接情報センターに船舶動静を連絡すること。情報センターは必要に応じ下表に掲げた情報を提供する。

【動静連絡のタイミングと情報内容】

区分		通報時期	本船からの 通報事項	情報センターからの 情報提供等
入港	入港前通報	・ 防波堤入口 (パイロットステーション) 到着 または錨地到着時刻の 2時間前 (内航船は1時間前)	・ 防波堤入口 (パイロットステーション) 到着予定時刻 または、錨地到着予定時刻 ・ 入港喫水等	・ バース情報 ・ パイロット/タグ情報 ・ 錨地情報 (投錨船) ・ 海上工事情報 ・ 港内・気象情報等
		・ 防波堤入口 (パイロットステーション) 到着1時間前 (パイロットの乗船が予定される船舶のみ)	・ 防波堤入口 (パイロットステーション) 到着の正確な予定時刻	・ バース情報 ・ パイロット情報 ・ 他船情報等
		・ 防波堤入口 (パイロットステーション) 到着30分前 (パイロットの乗船が予定される船舶以外)	・ 防波堤入口 (パイロットステーション) /錨地到着の正確な予定時刻	・ バース情報 ・ タグ情報 ・ 他船情報等
	投錨通報	・ 投錨終了時【※】	・ 投錨時刻 ・ 投錨位置 ・ 抜錨予定時刻	・ バース情報 ・ 入港時のパイロット/タグ情報
	抜錨通報	・ 抜錨開始時	・ アンカークリア予定時刻	・ バース情報 ・ タグ情報 ・ 他船情報等
	着岸通報	・ 着岸時【※】	・ 着岸時刻	・ 離岸前通報を要請

出港	出港前通報	・離岸30分前	・離岸予定時刻 ・出港喫水等	・他船情報等
	出港通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・他船情報等 ・離岸タイミング
移動	移動前通報 (バース間移動)	・離岸30分前	・離岸予定時刻	・他船情報等
	移動通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・他船情報等 ・離岸タイミング
	着岸通報	・着岸時【※】	・着岸時刻	・離岸前通報を要請

※表内の【※】の箇所については、内航船に限り省略することができる。

3. 情報センターが行う水域利用調整

情報センターは、港湾施設の秩序維持、本船の予防安全を目的として、必要に応じ、本手引きのルールを基に水域利用調整を行う。

なお、水域利用調整を行うための情報提供のツールは、以下に示すとおり。

【情報提供のツール】

- ① 「しみずポトラジオ」
- ② 船舶電話（携帯電話）

3.1 船舶の入出港時に対する自主ルールの基本

3.1.1 全船舶共通

（1）入出港する船舶が競合する場合

- ① 入港船同士が航路入口付近で競合する時
 - ・奥のバースに向かう船舶を優先して入港させる。
- ② 出港船が同一埠頭、同一スリットで同時刻に出港する時
 - ・手前のバースの船舶から順に出港させる。
- ③ 同一バース、同一ふ頭、または近隣ふ頭へ同時刻帯に入出港する時
 - ・出港船が回頭終了して運航体制に入るまで、入港船は航路外で待機させる。

＊競合する船舶同士の了解、または、船舶代理店同士が関係船舶の運航順序について調整済みの場合は、その情報を元に調整する。

（2）航路航行船とそれ以外の船舶が競合する場合

- ・出港する船舶が航路航行船と競合する時は、航路航行船が優先する。（港則法第14条）

（3）航路航行船で大型船以外の船舶の航法

- ・原則として、外港防波堤赤灯台と三保防波堤白灯台を結んだ水域で行き合い関係にならないよう調整する。ただし、双方の船舶の合意の下、十分に安全が確保される場合はこの限りではない。

- ・船舶が港内を航行中は、他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行すること。
(港則法第 16 条)

3.1.2 大型船・危険物積載船（LNG 船、プロダクトタンカー等）同士、又は、それらの船舶とそれ以外の船舶が同時に航行する場合

- ・原則として、全ての船舶が航路内で行き合い関係にならないよう調整すること。ただし、双方の船舶の合意の下、十分に安全が確保される場合はこの限りではない。
- ・錨泊船は、上記船舶の離着岸に支障となる水域へ入域しないよう調整すること。

3.2 水域利用調整の具体例

別紙参照

4. 錨泊船に対する水域利用調整

情報センターは、清水港で錨泊を希望する船舶に対して、泊地の利用基準に基づいて錨地情報を提供するので、離着岸する他の船舶の運航に支障をきたさないよう協力すること。なお、錨泊に際しては次の事項を遵守すること。

- ① 常に情報センターとの連絡が確保できること。
- ② 喫急な移動要請に対応できること。

4.1 清水港泊地の利用方法

(1) 第 3 区への錨泊

① 第 3 区で錨泊する船舶の区分

- 1) 外港防波堤外側泊地：全ての船舶が錨泊可能
- 2) 外港防波堤内側泊地（以下、「第 3 区港内」という）：

原則、総トン数 3,000 トン未満の船舶に限る

② 第 3 区港内のエリア別錨泊自主ルール

船舶が第 3 区港内の泊地で錨泊する時は、エリア毎の自主ルールを参考にして安全な水域に投錨すること。

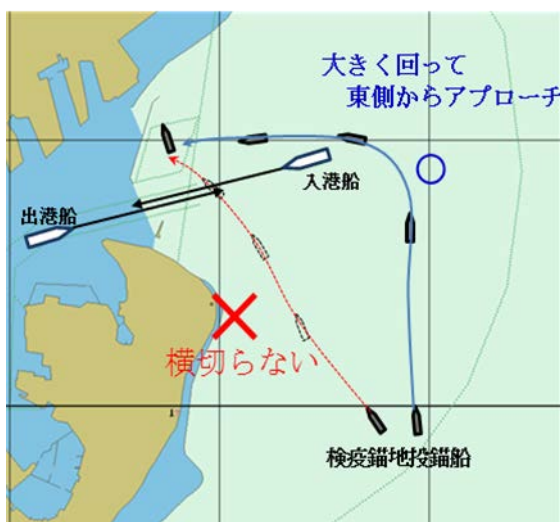
◎エリア毎の錨泊自主ルール表

エリア	錨泊の条件等
A	原則として、移動要請等を行わない
B	投錨を制限、台風避難等を目的としたものに限る。その場合でも大型船等の入出港時には移動要請を行う場合がある。
C	当該水域を使用した入出港操船を行う大型船が入出港する1時間以
D	上前に移動が可能な船舶に限る。



(2) 検疫錨地又はその付近へ錨泊

◎ 検疫錨地又は第3区港外の錨地へのアプローチの方法



- ・検疫錨地、又は、その付近に錨泊する場合は、航路入口から東側に十分な距離をとってアプローチする。
- ・ただし、航路を横切って泊地に入域しようとする場合は、情報センターからの情報に従うこと。

5. 入出港に際しての留意事項

① 海事法規と自主ルール of 遵守等

- ・清水港を利用する船舶は、港則法、海上衝突予防法等の海事法規の遵守及び水域利用調整の自主ルールを遵守すること。
*特に留意すべき港則法：航路及び航法に関する規定（第12条～第19条）

② 水先人の要請

- ・清水港水域の航行安全と効率性の向上を図るため、大型船は水先人を乗船させることを推奨する。

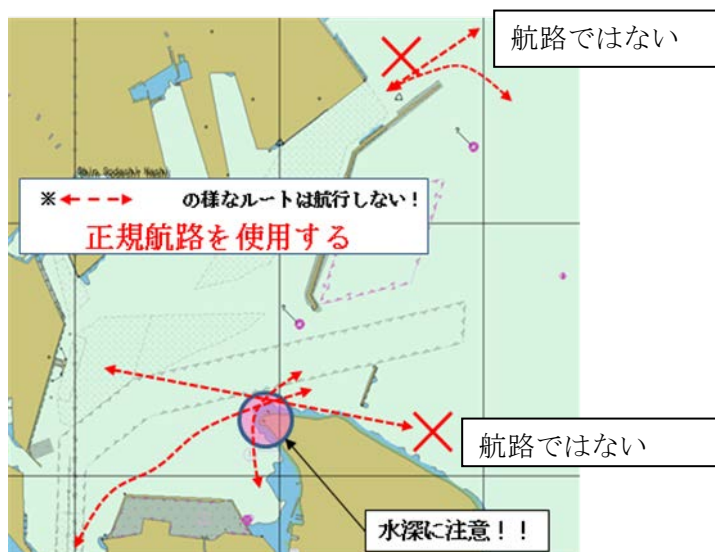
③ 港内の気象状況を早めに把握して、必要な場合は早めにタグボートの要請を行うこと

④ 新興津ふ頭の東側からの入出港は禁止。(航路ではない)

⑤ 三保造船方面に向かう船舶は真崎付近には浅瀬があることに留意。(航路ではない)

6. その他

本手引きは、平成30年4月1日より運用開始する。



別 紙

目 次

○水域利用調整の具体例

1. 水域利用調整の自主ルールの基本	1
1.1 水域利用調整で用いられる境界線図と定義	
2. 水域利用調整の具体例	2
2.1 全船舶に共通する自主ルール	
2.2 大型船等の入出港に関する自主ルール	3
2.2.1 興津ふ頭（第3区）と袖師第1ふ頭（第3区）の出港船が競合する場合	
2.2.2 新興津ふ頭（第3区）へ大型船等が入出港する場合	4
2.2.3 J X T Gシーバース（第3区）へ危険物積載船（LNG 船等）が 入出港する場合	7
2.2.4 J・オイルミルズドルフィン（第2区）、日の出ふ頭（第2区）、 日本軽金属岸壁（第2区）、富士見ふ頭（第1区） の大型船等が入出港する場合	9

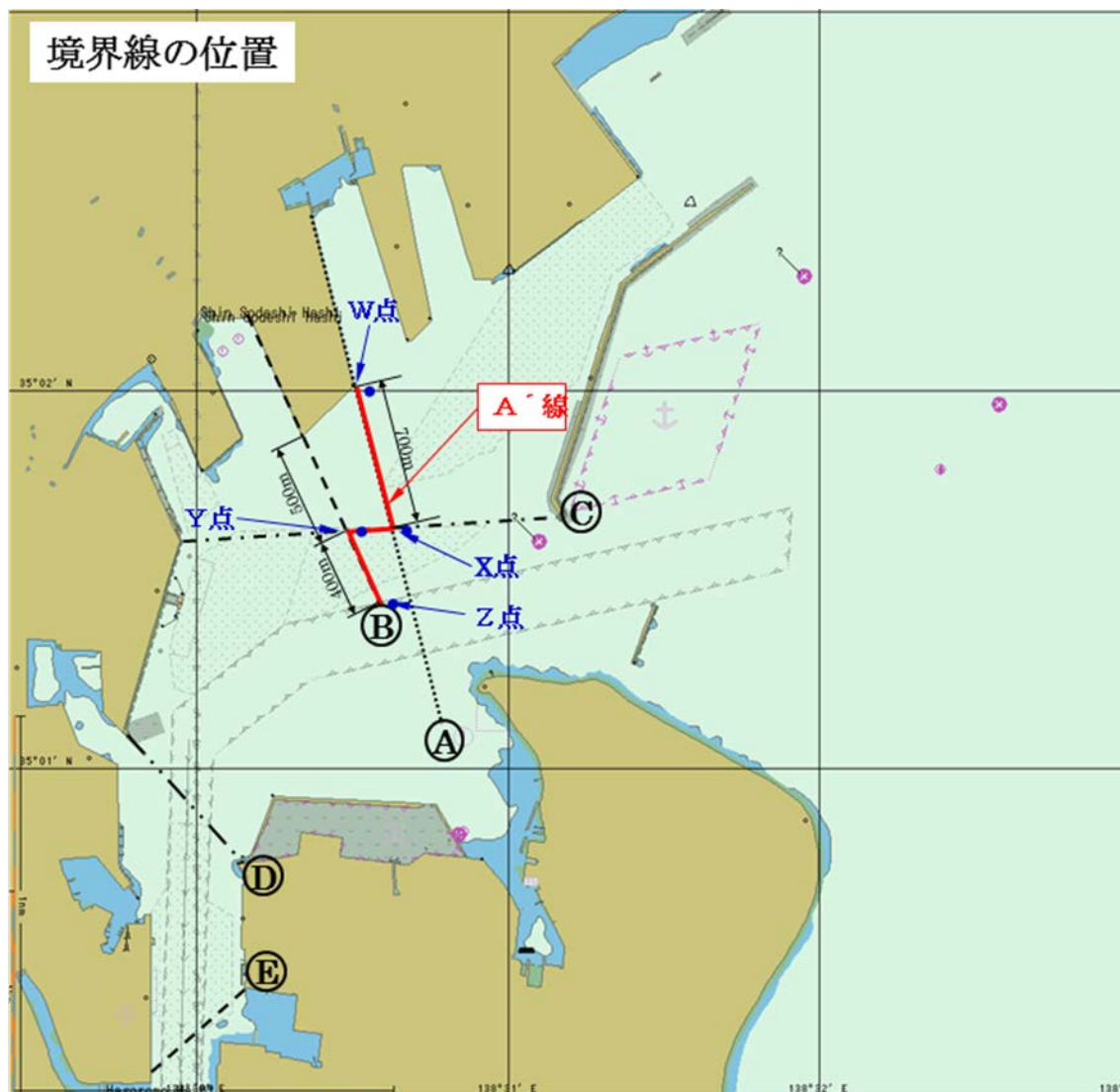
○参考資料

3. 清水港連絡体制概念図	1 1
4. 清水港港区区分について（第1区、2区、3区）	1 2
5. 清水港利用に関わる通知一覧	1 3
6. 清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会会則、名簿	1 4

1. 水域利用調整の自主ルールの基本

1.1 水域利用調整で用いられる境界線図と定義

(1) 水域利用調整で用いられる境界線図



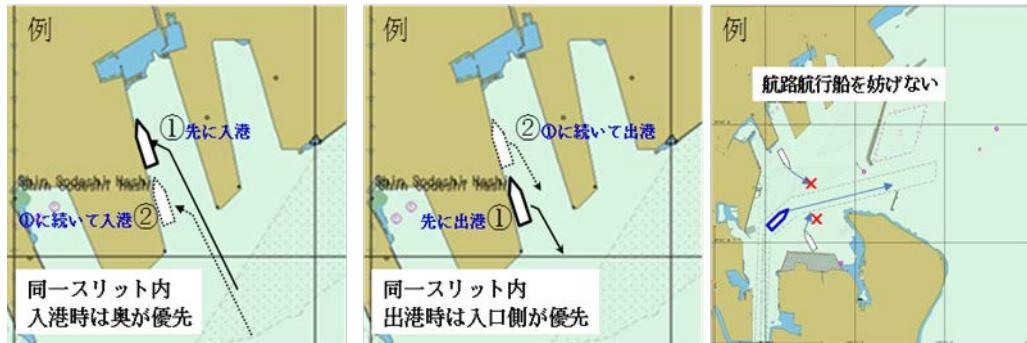
(2) 境界線の定義

- ① 線：袖師第1ふ頭東側岸壁側面を延長した法線
- ② 線：袖師第1ふ頭西側岸壁側面を延長した法線
- ③ 線：外防波堤赤灯台から 270° J X T G バースまで引いた線
- ④ 線：港内第2区と第3区の境界線
- ⑤ 線：日出ふ頭1号バース角から中部電力岸壁角（第2区）を結んだ線
- A'線：①線の岸壁付根をW点、W点から①線上700m沖の地点をX点、②線の岸壁付根から②線上の500m沖の地点をY点、Y点から400m延長した②線上の地点をZ点とし、各点（W X Y Z）を結んだ線

2. 水域利用調整の具体例

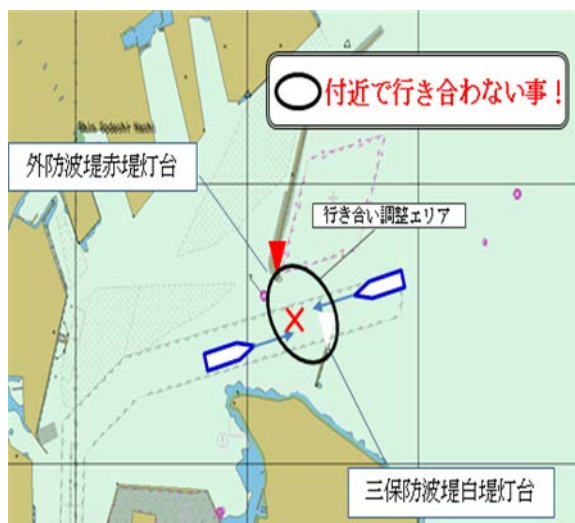
2.1 全船舶に共通する自主ルール

(1) 入出港する船舶が競合する場合



- ① 入港船同士が航路入口付近で競合する時
 - ・ 港奥部のバースから順に航路インすること。
- ② 出港船同士が競合する時
 - ・ 同スリットやバースから同時刻に離岸する場合は、航路に近い船舶から離岸すること。
 - ・ 航路外から航路に入ろうとする船舶は、航路航行船が優先する。
- ③ 入出港船同士が競合する時
 - ・ 航路航行船が優先する。船間通信またはポートラジオを介して関係船の意図を確認した場合は、優先順位を変更する場合もある。
 - ・ ポートラジオを介して本船の意図を確認した時は、確実に関係船の同意を得ると共に、その情報を直ちに双方の船舶にフィードバックする。

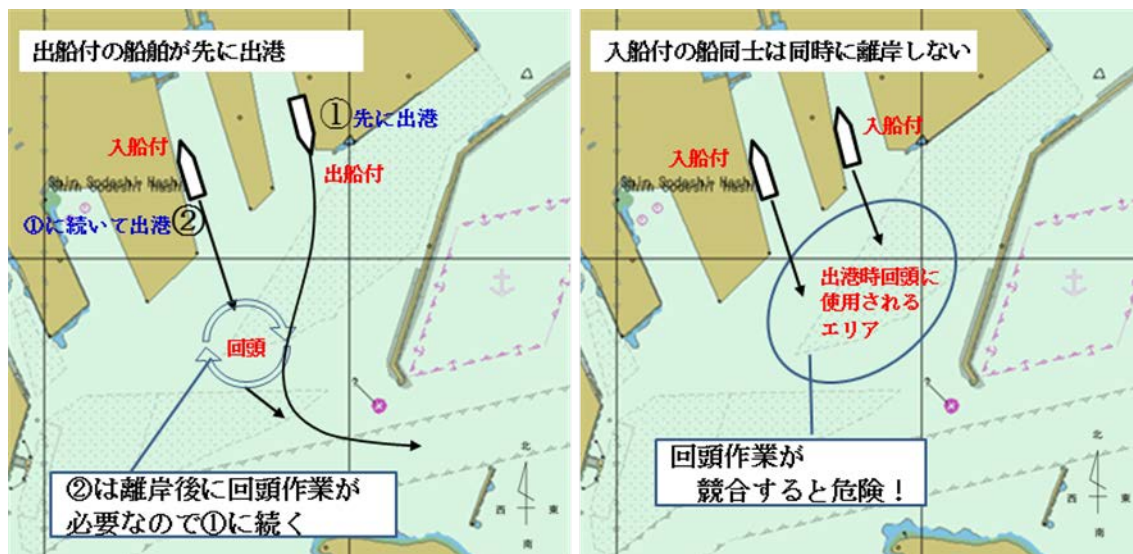
(2) 行き合いを回避するエリア



清水港を利用する船舶は、外港防波堤赤灯台と三保防波堤白灯台を結ぶ水域（左図の丸で囲んだエリア）で行き合わないよう、それぞれの船舶が調整すること。

2.2 大型船等の入出港に関する自主ルール

2.2.1 興津ふ頭（第3区）と袖師第1ふ頭（第3区）の出港船が競合する場合



(1) 入船付船と出船付船の出港が競合する場合

- ① 出港船に対する情報提供
 - ・原則として、出船付船が優先する。
 - ＊パイロットの有無、本船の操縦性能、タグの使用、着舷側、アンカー使用等により変更する場合もある。
- ② 入港船に対する情報提供
 - ・出港船が離岸・回頭終了、外港防波堤に差し掛かるまで航路外で待機する。
 - ・航路外の待機場所は、航路の北側又は航路入口から東側に十分な距離を確保した水域とする。

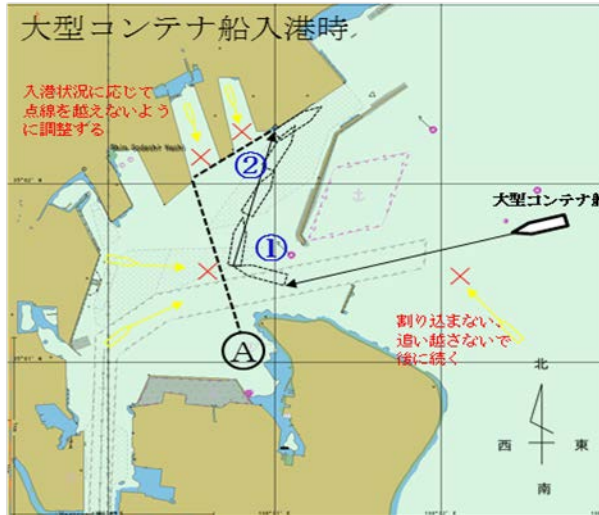
(2) 入船付船同士で出港が競合する場合

- ① 出港船に対する情報提供
 - ・原則として、出港準備が整った船舶から順に離岸する。
 - ・先に離岸した船舶が回頭終了、運航体制に入ってから次の船舶が離岸する。
 - ＊パイロットの有無、本船の操縦性能、タグの使用、着舷側、アンカー使用等により変更する場合もある。
- ② 入港船に対する情報提供
 - 2.2.1 (1) ②を準用する。

2.2.2 新興津ふ頭（第3区）へ大型船等が入出港する場合

◎ 大型船等が入出港する時は外港防波堤内側において回頭作業が必要となる為、付近の船舶は大型船等の航行を阻害しないように協力すること。

（１）大型船等が航路イン、航路航行中の場合



○備考

- ・（１）①１）興津第１～第２ふ頭間のスリットとは、左図②の付近とする。
- ・（１）①２）大型船等が航路アウトするおよその場所は左図①の辺りで、回頭作業により船尾がかかる場合においては船尾が完全に航路から出るまでとする。

① 出港船に対する情報提供

- 1) 清水港第３区、新興津ふ頭、興津第１～第２ふ頭、袖師第１ふ頭１～９号バースから出港する船舶
 - ・大型船等が航路アウト後、興津第１～第２ふ頭間のスリットを航過するまで離岸してはならない。
 - ・新興津ふ頭からの出港船は大型船等が着岸後に離岸する。
- 2) 清水港第３区で前記①１)以外の方頭から出港する船舶
 - ・大型船等が航路アウトするまで、④線より東の水域に入域してはならない。
- 3) 清水港第１区、第２区から出港する船舶
 - ・④線より東の航路並びに水域に入域してはならない。
- 4) 清水港第２区から出港する定時フェリーの出港
 - ・原則として、前記①３)に準ずる。ただし、大型船等の航路インが定時出港のフェリーの時刻と重なる時は、別途調整を行う。

* 上記、１) ～３) の場合、双方にパイロットが乗船している場合はこの限りではない。

② 入港船に対する情報提供

- 1) 清水港第３区、新興津ふ頭、興津第１～第２ふ頭、袖師第１ふ頭１～９号バースへ入港する船舶
 - ・大型船等の後に続くことを原則とする。
 - ・入船付の船舶は、大型船等の入港時刻より１０分以上早く防波堤入口通過が可能な場合は、直行入港することもできる。

- ・出船付の船舶は 30 分以上早く防波堤入口通過が可能な場合に限り、直行入港することもできる。

＊大型船よりも早く防波堤を通過可能な条件であっても、情報センターの指示に従うこと。

＊上記、大型船等より 10～30 分早く防波堤通過が可能な場合でも、水域で停滞が予想される時は、大型船等の後続くこともある。

2) その他のふ頭へ入港する船舶

- ・大型船等と航路入口で競合する時は、原則に基づき、港奥部にふ頭がある本船が先に航路インする。

＊タグの有無、本船の操縦性能、気象状況によって航路・水域内での停滞が予想される時は、大型船等の後続くこともある。

- ・航路内では港則法を厳守し、追越し、並走等を避けること。

(2) 大型船等が出港する時



○備考

- ・(2) ②2) を適用するタイミングは、興津第 1 ～第 2 ふ頭間のスリット沖に差し掛かった時点とする。
- ・回頭終了とは、「大型船等が③の付近まで引き出し回頭作業を行い航路インするまで」とする。

① 入港船に対する情報提供

1) 清水港第 3 区、新興津ふ頭、興津第 1～第 2 ふ頭、袖師第 1 ふ頭 1～9 号バースに入港する船舶

- ・大型船等が離岸・回頭終了して外港防波堤に差し掛かるまで航路外で待機すること。
- ・航路外で待機する船舶は、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機すること。

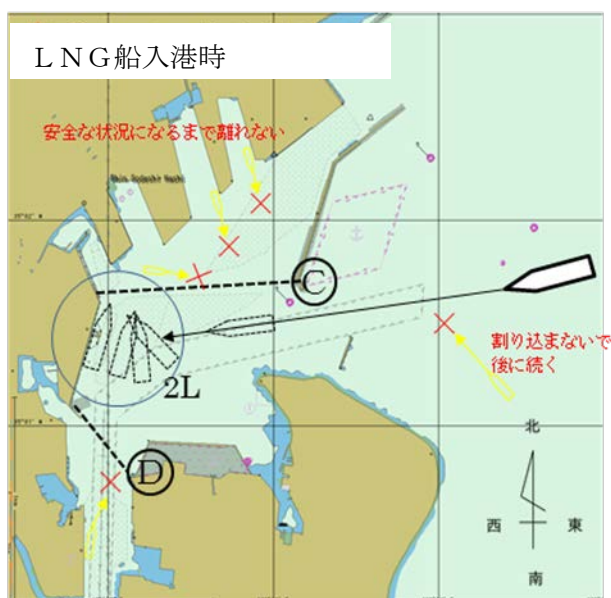
＊双方にパイロットが乗船している場合はこの限りではない。

- 2) その他のふ頭へ入港する船舶
 - ・大型船等が回頭終了前に同回頭エリアを通過できると判断した時は、入港船はそのまま航路インすることができる。
 - ・大型船等の回頭終了前に同回頭エリアを通過できないと判断した場合は、前記①1)に準ずる。
 - 3) 定時フェリーが定時に入港する場合
 - ・定時フェリーが定時に運航されている時、大型船等の出港が重なった場合は、別途調整を行う。
- ② 出港船に対する情報提供
- 1) 清水港第3区、新興津ふ頭、興津第1～第2ふ頭、袖師第1ふ頭1～9号バースから出港する船舶
 - ・大型船等が離岸・回頭終了して運航体制に入るまで離岸しない。ただし、双方にパイロットが乗船している場合はこの限りでない。
 - 2) 清水港第3区で前記1)以外のふ頭から出港する船舶
 - ・大型船等が回頭終了して運航体制に入るまでA'線より東の水域に入域しない。ただし、大型船等が回頭終了までに、十分同船を航過できると判断される船舶はこの限りでない。この場合、出港船舶は大型船等の回頭域を避けて航行すること。
 - 3) 清水港第1区、第2区から出港する船舶
 - ・定時フェリー以外の船舶は、前項②2)に準ずる。
 - 4) 定時フェリーが第2区から出港する場合
 - ・大型船等が回頭終了・航路インのタイミングと、航路航行フェリーとの見合い関係が予想される時は、別途調整を行う。

2.2.3 J X T Gシーバース（第3区）へ危険物積載船（LNG 船等）が入出港する場合

◎ LNG 船が入出港する時、清水港に入出港する他の船舶は、情報センターから指示があるまで運航を停止して待機するよう協力すること。

（1） LNG 船が入港する時



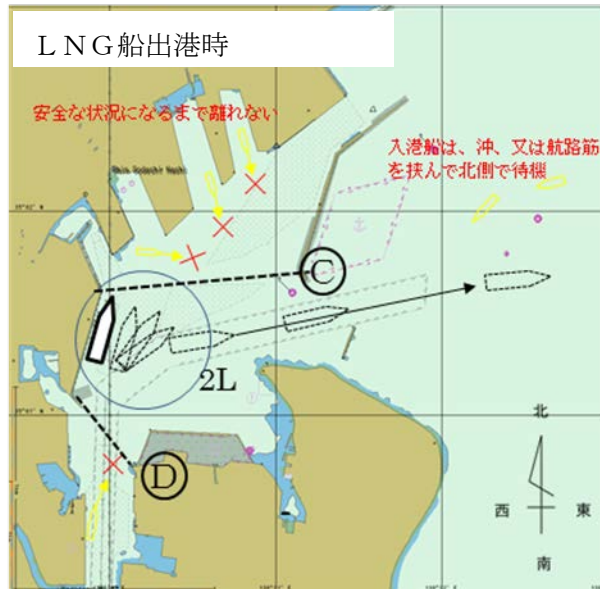
① 出港船に対する情報提供

- 1) J X T Gシーバース、袖師第1号～第2号ふ頭、興津第1～第2号ふ頭、新興津ふ頭から出港する船舶
 - ・◎線より北に停泊中の船舶は、LNG 船が入港体制に入った時から、本船の前面を通過するまで離岸してはならない。
- 2) 清水港第1区、第2区から出港する船舶
 - ・LNG 船が入港体制に入った時から、回頭終了、着岸体制に入るまで①線を越えてはならない。

② 入港船に対する情報提供

- 1) 清水港第3区、袖師第1号ふ頭1～8号バース、興津第1～第2号ふ頭、新興津ふ頭への入港船
 - ・LNG 船が外港防波堤通過後、概ね15分以上間隔をあげ、その都度情報センターに確認した上で、航路インすることができる。
- 2) 清水港第3区で前項1)以外のバース、清水港第1区・第2区への入港船
 - ・LNG 船が外港防波堤通過後、概ね60分以上間隔をあげ、その都度情報センターに確認した上で、航路インすることができる。

(2) LNG 船が出港する時



① 入港船に対する情報提供

1) 全ての入港船に対して

- ・入港船は LNG 船が航路アウトするまで航路インしてはならない。
- ・LNG 船の出港を待つ船舶は、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機すること。

② 出港船に対する情報提供

1) ㉔線より北のバースからの出港船

- ・LNG 船が離岸、自船の前面を航過するまで、航路インしてはならない。

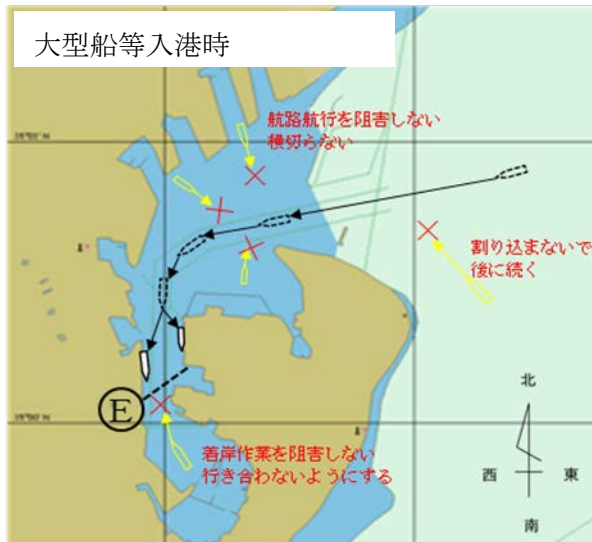
2) 清水港第 1 区、第 2 区からの出港船

- ・LNG 船が離岸終了して運航体制に入るまで、㉔線を越えてはならない。

2.2.4 J-オイルミルズドルフィン（第2区）、日の出ふ頭（第2区）、日本軽金属岸壁（第2区）、富士見ふ頭（第1区）へ大型船等が入出港する場合

◎ 大型船等が入出港する時は、他の入出港船舶は同大型船等の航行の妨げにならないよう協力すること。

（1）大型船等が入港する時



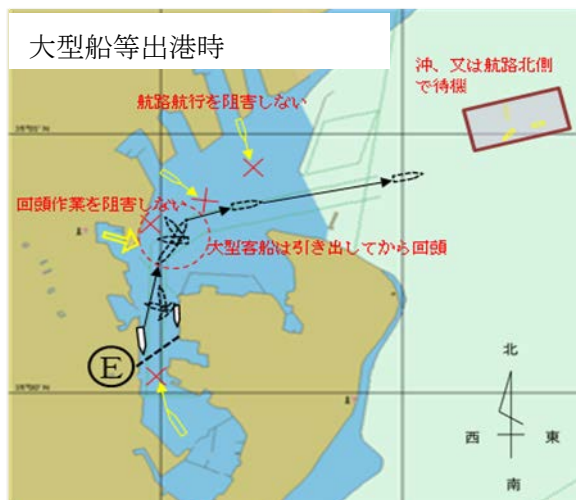
① 出港船に対する情報提供

- ・航路内で行き合い関係にならないよう航路外で待機すること。
- ・着岸体制に入ったら富士見ふ頭及び折戸湾方面からの船舶は着岸作業終了まで⑤線を超えて北側に入域してはならない。

② 入港船に対する情報提供

- ・航路航行中の大型船等の追い越し、並走をしてはならない。
- ・航路外から航路に出るまたは航路から航路外に出る船舶は、航路航行船が優先する。

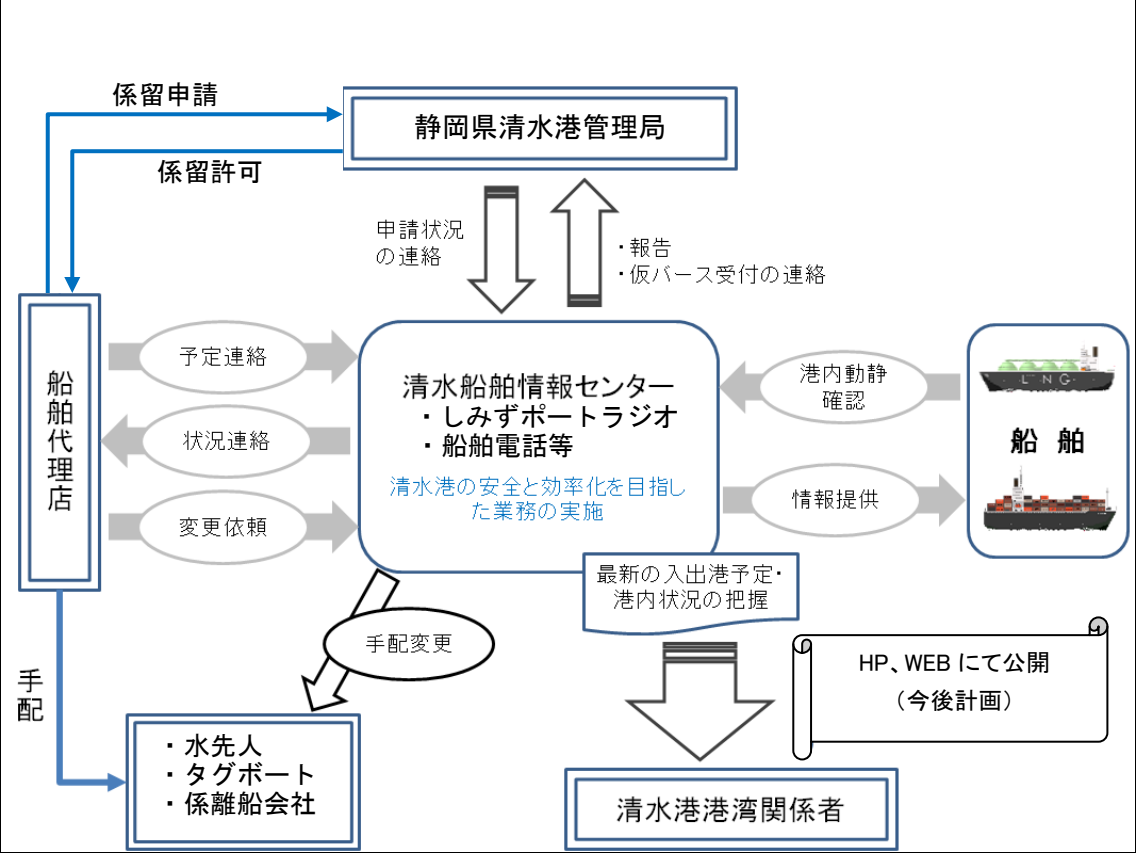
(2) 大型船等が出港する時



- ① 入港船に対する情報提供
 - ・航路内での行き合い関係にならないよう航路外で待機すること。その場合、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機すること。
 - ② 出港船に対する情報提供
 - ・航路航行中の大型船等の追い越し、並走をしてはならない。
 - ・航路外から航路に出るまたは航路から航路外に出る船舶は、航路航行船が優先する。
 - ・離岸体制に入ったら富士見ふ頭、折戸湾方面及びカナサシ・塚間水域方面からの出港船は、日の出ふ頭及び日本軽金属岸壁からの出港船が離岸作業終了し運航体制に入るまで、㊦線を越えて北側に入域してはならない。
- (3) 大型船等が離着岸や回頭のために操船作業を行っている時
- ・大型船等が航路外で離着岸や回頭のための操船作業を行っている時は、他の船舶はそれらの船舶の操縦性能が低下していることを念頭に、同大型船の作業の阻害にならないよう安全な水域で待機するなど最大限の協力を払うこと。

○参考資料

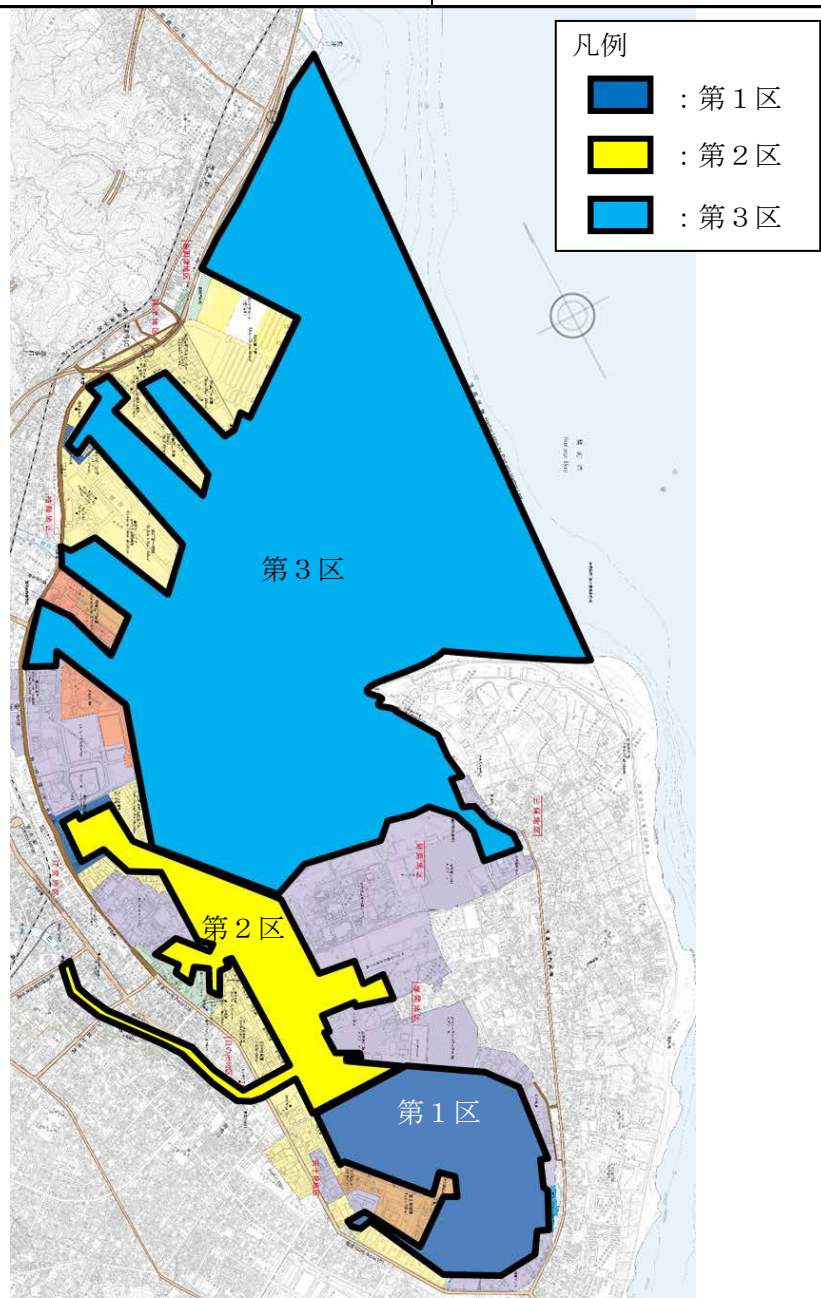
3. 清水港連絡体制概念図



4. 清水港港区区分について（第1区、2区、3区）

港則法施行規則 別表第一 より

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
清水	第1区	中田川口右岸突端から九十度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、漁船及び汽艇等は、沿岸付近に限る。
	第2区	貝島北西端から江尻船だまり北防波堤突端まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面（航路を除く。）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
	第3区	第1区、第2区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶



清水港港区区分イメージ図

5. 清水港利用に関わる通知一覧

2018.2.15現在

題名	文書番号等	文書日付	通知者	宛先
船舶等が水域を使用する場合の取扱いについて	清港営第18号	平成4年4月23日	清水港管理局港営課	関係者（船舶代理店等） ※1 清水港長 鈴与株式会社 伊藤商事株式会社 清水港船舶代理店会 玉井商船株式会社 清水船舶情報センター 清水水先区水先人会 清水ボートサービス株式会社
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」（夜間の入出港禁止）	清港営第20-1～4号	平成8年9月20日	清水港管理局港営課	清水コンテナターミナル株式会社 清水港船舶代理店会 清水水先区水先人会 清水埠頭株式会社 清水ボートサービス株式会社 清水船舶情報センター
新興津ふ頭及び袖師第一ふ頭に入出港する大型コンテナ船に係る入出港操船の安全性確保について（依頼）	清港営第38号	平成18年6月2日	清水港管理局港営課	清水港船舶代理店会 清水水先区水先人会 清水埠頭株式会社 清水ボートサービス株式会社 清水船舶情報センター
清水港の使用に係る船舶の安全対策について	清港営第140号	平成21年8月21日	清水港管理局港営課	清水港船舶代理店会 清水水先区水先人会 清水埠頭株式会社 清水ボートサービス株式会社 清水船舶情報センター
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（夜間の出航許可）	清港営第132-1～4号	平成23年5月13日	清水港管理局港営課	※1 と同一
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（喫水制限追記）	事務連絡	平成24年5月18日	清水港管理局港営課	※1 と同一
清水港大型客船入出港時の安全対策について	清港企第6号	平成27年4月21日	清水港管理局企画振興課	関係者（船舶代理店等）
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペック船）の係留許可について（通知）	清港営第71号	平成28年5月13日	清水港管理局港営課	清水港長（平成28年3月31日提出） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社 株式会社ハヤシ海運
袖師第二埠頭16号岸壁の暫定的取り扱いについて（喫水制限）	清港営第152号	平成29年3月30日	清水港管理局港営課	清水港長（事前協議済） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
袖師第一埠頭1～4号岸壁及び13号、14号岸壁の暫定的取り扱いについて（喫水制限）	清港営第39-2～5号	平成29年7月12日	清水港管理局港営課	清水港長（平成29年7月12日協議済） 鈴与株式会社船舶代理店部 東海埠頭株式会社 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（積載重量制限削除）	事務連絡	平成29年10月6日	清水港管理局港営課	※1 から玉井商船を除く
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペック船）の安全対策（係留許可条件）一覧表の更新について（通知）	清港営第102号	平成29年12月20日	清水港管理局港営課	清水港長（平成29年12月29日協議済） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
船舶等が水域を使用する場合の取扱いについて（変更通知）	清港営第103号	平成30年2月13日	清水港管理局港営課	清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社 清水船舶情報センター

通知本文は参考資料をご確認ください。

6. 清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会会則、名簿

清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、「清水港貨物船・クルーズ船関係者連絡会（以下「連絡会」という。）」という。

(目的)

第2条 連絡会は、清水港の諸課題に対し、関係者が情報の共有や、意見交換を行い、円滑な港湾運営を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討を行う。

- (1) 船舶の大型化・入出港ルールに関する事
- (2) バース調整に関する事
- (3) クルーズ船・C I Q等に関する事
- (4) その他必要な事項

(会員等)

第4条 連絡会は、静岡県及び清水港に関連する官公庁、民間企業その他関係団体をもって構成する。

- 2 会長は、静岡県交通基盤部理事（交流・通商担当）をもって充てる。
- 3 会員については別表のとおり定める。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 連絡会の円滑な協議に資するため、次のワーキンググループを置く。

- (1) 船舶の大型化・入出港ルール検討ワーキンググループ
- (2) バース調整検討ワーキンググループ
- (3) クルーズ船・C I Q等検討ワーキンググループ

(事務局)

第7条 連絡会及び各ワーキンググループの事務は、静岡県港湾局港湾企画課において行う。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成30年2月15日から施行する。

別 表

<会 員>

(順不同)

清水税関支署
名古屋入国管理局静岡出張所
名古屋検疫所清水検疫所支所
動物検疫所静岡出張所
名古屋植物防疫所清水支所
清水海上保安部
清水港湾事務所
静岡市
清水港船舶代理店会
静岡県内航海運組合
清水港運協会
清水港上屋利用組合
清水ポートサービス(株)
清水水先区水先人会
清水埠頭(株)
(株) エスパルスドリームフェリー
川崎近海汽船(株) 清水事務所
静岡県 (港湾局・清水港管理局)